

別記 2

大規模公共事業再評価にあたっての判定基準

1 事業の進捗状況等

以下の判定基準に基づき「事業の進捗状況等」に係る中項目評価を行い、その結果を踏まえて大項目評価を行う。

大項目の評価		中項目の評価
AA	・中項目がいずれも a 評価となっているもの	<u>(1) 事業の進捗状況</u> a : 事業の進捗は順調であり、計画どおり確実な竣工が見込まれるもの b : 事業を阻害する要因はあるが、一定の期間等を要することにより解決できる見通しがあり、竣工の見通しがあるもの c : 事業を阻害する要因の難易度が高く、現時点では事業進捗の見通しが立たないもの <u>(2) 事業計画の変更の有無及び内容</u> a : 事業計画の変更がないもの b : 事業計画の変更はあるが、その内容が大幅（※）でないもの c : 事業計画の変更があり、その内容が大幅（※）なもの
A	・中項目が a 評価と b 評価で構成されているもの	
BB	・中項目がいずれも b 評価となっているもの	
B	・事業計画の変更の有無及び内容が c 評価のもの（C のものを除く）	
C	・事業の進捗状況が c 評価であるもの（事業計画の変更の有無についての評価は問わない）	

※ 事業計画の変更でその内容が大幅なもの例

- ・施工区間、施工区域、施工位置の変更（事例：事業地区の起終点やルートの変更）
- ・主要な工事内容の変更（事例：切土盛土計画をトンネルや橋梁に変更）

2 社会経済情勢等の変化

以下の判定基準に基づき「社会経済情勢等の変化」に係る中項目評価を行い、その結果を踏まえて大項目評価を行う。

大項目の評価		中項目の評価
AA	・中項目がいずれも a 評価となっているもの	<u>(1) 事業に関する社会経済情勢</u> a : 全国又は本県において、政策や事業のあり方についての議論や見直しの検討がないもの。 b : 全国的に、政策や事業のあり方について見直しの検討があるもの。 c : 本県内又は施工地域において、政策や事業のあり方についての議論や見直しの検討があるもの <u>(2) 事業に関する評価指標の推移</u> a : 各評価指標の評点の合計が、事業着手時の 90% 以上のもの b : 各評価指標の評点の合計が、事業着手時の 80% 以上 90% 未満のもの c : 各評価指標の評点の合計が、事業着手時の 80% 未満のもの、又は B/C が 1 未満（道路整備（改築系）は 0.6 未満、住宅建設は 0.5 未満）となっているもの等があるもの （注：再々評価の場合は、事業着手時を再評価時と読み替えること。） <u>(3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項</u> a : 自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿って積極的な対応をしているもの b : 自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿った対応をしているもの c : 自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿った対応をしていないもの
A	・中項目が a 評価と b 評価で構成されているもの	
B	・ AA、A、C 評価以外のもの	
C	・中項目がいずれも c 評価となっているもの	

3 総合評価

「1 事業の進捗状況等」及び「2 社会経済情勢等の変化」の2つの大項目評価の結果を受けて、以下の判定基準に基づき総合評価を行う。

総合評価	
事業継続	・ 2つの大項目の評価がそれぞれAA又はA若しくはBBである場合
要検討	・ 事業継続、中止の評価以外の場合 ※「事業継続」「見直し継続」「休止」「中止」の検討方針案を選択する。 注) 国土交通省所管の補助事業の場合は休止の選択はないものとする。
中止	・ 事業の進捗状況等の評価にかかわらず、社会経済情勢等の変化がC評価である場合

【参考】大規模公共事業再評価にあたっての判定基準の組み合わせ

1 事業の進捗状況等

		(1) 事業の進捗状況		
		a	b	c
(2) 事業計画の変更の有無	a	AA	A	C
	b	A	BB	C
	c	B	B	C

2 社会経済情勢等の変化

中項目評価の組み合わせ (1) 事業に関する社会経済情勢 (2) 事業に関する評価指標の推移 (3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項	大項目評価
a a a	AA
a a b、a b b	A
a a c、a b c、a c c、b b b、b b c、b c c	B
c c c	C

3 総合評価

		1 事業の進捗状況等			
		AA	A、BB	B	C
2 社会経済情勢等の変化	AA	事業継続	事業継続	要検討	要検討
	A	事業継続	事業継続	要検討	要検討
	B	要検討	要検討	要検討	要検討
	C	中止	中止	中止	中止